第四十三条の二の次に次の一条を加える。

（大都市の特例）

第四十三条の三　令第五条の二十三の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市が医療に関する事務を処理する場合においては、第一条の十四第一項、第三項及び第四項、第三条第一項、第七条から第九条まで、第二十三条並びに附則第五十条中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第十九条第二項及び第三項、第二十一条並びに第二十二条の四の二中「都道府県」とあるのは「指定都市」と読み替えるものとする。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第五条　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）」を「都道府県知事」に改める。

第三十八条第二項第一号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改める。

第四十三条第一号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

第八十二条第三号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項第三号の指定については、第四十三条第二項の規定を準用する。

（身体障害者福祉法施行規則の一部改正）

第六条　身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条を削り、第二十一条を第二十条とし、第二十二条を第二十一条とし、第二十三条を第二十二条とする。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四十一条を削る。

（社会福祉法施行規則の一部改正）

第八条　社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「第一号及び第十三号に掲げる権限以外の権限にあつては、二以上」を「二以上」に改め、「地方厚生局長（第一号及び第十三号に掲げる権限以外の権限にあつては、」を削り、「地方厚生局長）に」を「地方厚生局長に」に改め、同条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第九号」を「前項第九号」に、「、第一項」を「、前項」に改め、同項を同条第二項とする。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条・第十六条」を「第十五条―第十六条の二」に、「第三十四条」を「第三十三条」に改める。

第十五条第一項及び第十六条第一項中「地方厚生局長」を「都道府県知事」に改める。

第四章中第十六条の次に次の一条を加える。

（振興計画の認定等の報告）

第十六条の二　令第九条第四項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を厚生労働大臣に提出して行うものとする。

一　振興計画の認定をし、振興計画の変更の認定をし、又は振興計画の認定を取り消した組合又は小組合の名称

二　振興計画の認定をし、振興計画の変更の認定をし、又は振興計画の認定を取り消した年月日

三　振興計画の変更の認定をしたときは、変更事項の内容

四　振興計画の認定を取り消したときは、その理由

第三十条を削り、第三十一条を第三十条とし、第三十二条を第三十一条とする。

第三十三条中「第三十一条」を「第三十条」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十四条中「第三十一条」を「第三十条」に改め、同条を第三十三条とする。

（調理師法施行規則の一部改正）

第十条　調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条の二」を「第二十七条」に改める。

第一条第二項第一号中「第三条第一項各号」を「第三条各号」に改める。

第四条中「第三条第一項第二号」を「第三条第二号」に改める。

第五条中「第三条第一項第一号」を「第三条第一号」に、「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第七条（見出しを含む。）中「第一条の三第一項」を「第一条の二」に改める。

第八条中「第一条の三第一項」を「第一条の二」に、「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第九条中「第一条の五」を「第一条の四」に改める。

第十条中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第十一条中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に、「第一条の三第一項」を「第一条の二」に改める。

第二十六条の二を削る。

附則第三項第七号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

（知的障害者福祉法施行規則の一部改正）

第十一条　知的障害者福祉法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

（戦傷病者特別援護法施行規則の一部改正）

第十二条　戦傷病者特別援護法施行規則（昭和三十八年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二中第一項を削り、第二項を第一項とする。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「都道府県知事」の下に「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長。第十条第二項、第十五条、第十六条、第二十五条、第二十六条、第二十八条第二項及び第二十九条を除き、以下同じ。）」を加える。

第十条第二項中「経由して」の下に「（当該受給者が指定都市の区域内に住所を有するときは、直接）」を加える。

第二十八条第二項中「第一条の」を「都道府県知事は、第一条の」に改め、「とする」の下に「ことができ、また、指定都市の長は、市町村長証明書を添えることを省略させることができる」を加える。